

(会ろ-08)
平成24年10月18日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者
事務局次長 武 長 信 次

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

会計事務査察の結果は次のとおりです。

1 被査察庁

名古屋地方裁判所

2 査察実施日時

平成24年9月4日から9月5日まで

3 査察対象期間

平成23年4月1日から平成24年9月3日まで

4 査察実施者

査察事務代理者

会計課長

寺 尾 英 明

補助者

会計課企画官

飯 田 雄 平

同 課長補佐

飯 村 浩 二

同 専門官

岡 山 豪 材

同 管理係長

丹 羽 賢 一

同 経理係長

倉 知 康 修

同 用度・保管物係長

秋 山 敦 敦

同 営繕係長

富 澤 将 文

同 管理係主任事務官

岩 田 栄 司

同 管理係主任事務官

堀 晶 久

同 経理係主任事務官

馬 場 隆 行

同 用度係主任事務官

中 村 成 宏

同 用度係主任事務官

久保田 三 夫

同 用度係事務官

中 野 智 議

同 営繕係主任事務官

今 井 直 樹

(金沢地裁会計課用度係長 田 中 宏 茂) ※オブザーバー参加

5 講評

(1) 総評

(4)で指摘した事項を除き、概ね適正に処理されていた。

なお、(4)の指摘事項については、各事項ごとに是正、改善及び検討等の結果を具体的に記載した報告書を提出するよう指示した。

(2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし。

(3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし。

(4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

押収物等，民事保管物

ア 押収物の特定において，汚れやさび等の記載がないものが見受けられる。特に，刃物について，刃先に欠損があるにもかかわらず記載されていない。

このような記載の不備は，保管中の保管責任を問われる恐れがあることから，受入等の際には，物の状態や形状について確認し，齟齬がある場合には補正を依頼することを検討されたい。

イ 押収物の包丁がむき出しのまま受け入れられている。取扱い中に怪我をする恐れもあり，危害防止の観点から受入の際には養生することを検討されたい。

ウ 保管物の特定について，送付書に記載されている文言がそのまま引用されていることにより，結果として正確でないものが見受けられる（例えば，「家屋評価証明」とすべきところが「土地評価証明」となっている。）。受入時の照合において記載に不備があれば，補正を依頼されたい。

(5) 前年度の査察（最高裁，高裁）での指摘事項の改善・是正状況

指摘事項なし。

(会ろ-08)
平成24年11月5日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者
事務局次長 武 長 信 次

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

会計監査の結果は次のとおりです。

1 被査察庁

名古屋高等裁判所金沢支部

2 査察実施日時

平成24年9月26日から9月27日まで

3 査察対象期間

平成23年4月1日から平成24年9月25日まで

4 査察実施者

査察事務代理者

会計課企画官

飯 田 雄 平

補助者

会計課課長補佐

飯 村 浩 二

同 専門官

岡 山 豪 材

同 管理係長

丹 羽 賢 一

同 管理係主任事務官

堀 晶 久

同 経理係主任事務官

阪 口 猛

同 用度係事務官

中 野 智 議

同 営繕係主任事務官

山 崎 学

(名古屋地裁出納課保管金係長

馬 嶋 裕 行) ※オブザーバー参加

(岐阜地裁会計課用度係主任事務官

野一色 康 之) ※オブザーバー参加

5 講評

(1) 総評

概ね適正に処理されていた。

(2) 指示事項(法令及び通達に反している事項)

指摘事項なし。

(3) 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)

指摘事項なし。

(4) 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)

指摘事項なし。

(5) 前年度の監査(最高裁、高裁)での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし。

(会ろ－０８)
平成２４年１１月５日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者
事務局次長 武 長 信 次

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

会計事務査察の結果は次のとおりです。

１ 被査察庁

金沢地方裁判所

２ 査察実施日時

平成２４年９月２６日から９月２７日まで

３ 査察対象期間

平成２３年４月１日から平成２４年９月２５日まで

４ 査察実施者

査察事務代理者

会計課企画官

飯 田 雄 平

補助者

会計課課長補佐

飯 村 浩 二

同 専門官

岡 山 豪 材

同 管理係長

丹 羽 賢 一

同 管理係主任事務官

堀 晶 久

同 経理係主任事務官

阪 口 猛

同 用度係事務官

中 野 智 議

同 営繕係主任事務官

山 崎 学

(名古屋地裁出納課保管金係長

馬 嶋 裕 行) ※オブザーバー参加

(岐阜地裁会計課用度係主任事務官

野一色 康 之) ※オブザーバー参加

５ 講評

(１) 総評

(４)で指摘した事項を除き、いずれも概ね適正に処理されていた。

なお、(４)の指摘事項については、各事項ごとに是正、改善及び検討等の結果を具体的に記載した報告書を提出するよう指示した。

(２) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし。

(３) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし。

(４) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

押収物等、民事保管物

民事保管物の事件部による物の特定が、診療録に付箋やのり付けされた紙が含まれているにも関わらず、「総数〇枚」との不十分な特定のまま受入処理していた。

このような特定方法では、付箋等が総枚数に含まれているかどうかが不明確である。また、付箋等は容易に欠落する可能性があることから、受入段階で既に欠落していたものまで保管物主任官の保管責任を問われかねない。

今後は、「診療録〇枚（付箋〇枚を含む）」等として、形式が異なる紙も計上していることがわかるような特定方法を裁判部と協議して整えるよう検討を依頼した。

※ 書記官事務査察においても同趣旨を講評時に示してもらうよう調整済み

(5) 前年度の査察（最高裁，高裁）での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし。

(会ろ－０８)
平成２４年１１月５日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者
事務局次長 武 長 信 次

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

会計監査の結果は次のとおりです。

１ 被査察庁

金沢家庭裁判所

２ 査察実施日時

平成２４年９月２７日から９月２８日まで

３ 査察対象期間

平成２３年４月１日から平成２４年９月２６日まで

４ 査察実施者

査察事務代理者

会計課企画官

飯 田 雄 平

補助者

会計課課長補佐

飯 村 浩 二

同 専門官

岡 山 豪 材

同 管理係長

丹 羽 賢 一

同 管理係主任事務官

堀 晶 久

同 経理係主任事務官

阪 口 猛

同 用度係事務官

中 野 智 議

同 営繕係主任事務官

山 崎 学

(名古屋地裁出納課保管金係長

馬 嶋 裕 行) ※オブザーバー参加

(岐阜地裁会計課用度係主任事務官

野一色 康 之) ※オブザーバー参加

５ 講評

(１) 総評

概ね適正に処理されていた。

(２) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし。

(３) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし。

(４) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

指摘事項なし。

(５) 前年度の監査（最高裁，高裁）での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし。

(会ろ－０８)
平成２４年１１月２０日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者
事務局次長 武 長 信 次

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

会計事務査察の結果は次のとおりです。

１ 被査察庁

富山地方・家庭裁判所

２ 査察実施日時

平成２４年１０月２３日から１０月２４日まで

３ 査察対象期間

平成２３年４月１日から平成２４年１０月２２日まで

４ 査察実施者

査察事務代理者

会計課企画官

飯 田 雄 平

補助者

会計課課長補佐

永 井 年 典

同 専門官

岡 山 豪 材

同 管理係長

丹 羽 賢 一

同 用度・保管物係長

秋 山 敦

同 管理係主任事務官

堀 晶 久

同 経理係主任事務官

馬 場 隆 行

同 営繕係主任事務官

今 井 直 樹

(福井地裁会計課管理係長

飯 田 祥 久) ※オブザーバー参加

５ 講評

(１) 総評

概ね適正に処理されていた。

(２) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし。

(３) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし。

(４) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

指摘事項なし。

(５) 前年度の査察（最高裁，高裁）での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし。

(会ろー08)
平成25年1月15日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者
事務局次長 武 長 信 次

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

会計事務査察の結果は次のとおりです。

1 被査察庁

福井地方・家庭裁判所

2 査察実施日時

平成24年11月6日から11月7日まで

3 査察対象期間

平成23年4月1日から平成24年11月5日まで

4 査察実施者

査察事務代理者

会計課長

寺 尾 英 明

補助者

会計課課長補佐

永 井 年 典

同 専門官

岡 山 豪 材

同 管理係長

丹 羽 賢 一

同 経理係長

倉 知 康 修

同 管理係主任事務官

岩 田 栄 司

同 用度係主任事務官

中 村 成 宏

同 営繕係事務官

和田井 慎 吾

(名古屋家裁会計課管理係長

山 口 達 也) ※オブザーバー参加

5 講評

(1) 総評

(3)で指摘した事項を除き、いずれも概ね適正に処理されていた。

なお、(3)の指摘事項については、是正、改善及び検討等の結果を具体的に記載した報告書を提出するよう指示した。

(2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし。

(3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

押収物等、民事保管物

押収物送付票の品目の態様について、受入時から破れていたが表記されていなかった。特定不十分により、形状変更等の保管責任を問われることがあることから、今後は事件部と連携して正確な特定をし、表記するよう注意した。

※ 書記官事務査察においても同趣旨を講評時に示してもらうよう調整済

(4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
指摘事項なし。

(5) 前年度の査察（最高裁，高裁）での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし。

(会ろー08)
平成25年1月30日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者
事務局次長 武 長 信 次

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

会計事務査察の結果は次のとおりです。

1 被査察庁

岐阜地方・家庭裁判所

2 査察実施日時

平成24年11月21日から11月22日まで

3 査察対象期間

平成23年4月1日から平成24年11月20日まで

4 査察実施者

査察事務代理者

会計課企画官

飯 田 雄 平

補助者

同 専門官

岡 山 豪 材

同 管理係長

丹 羽 賢 一

同 経理係長

倉 知 康 修

同 営繕係長

富 澤 将 文

同 管理係主任事務官

堀 晶 久

同 用度係主任事務官

久保田 三 夫

同 営繕係主任事務官

林 誠

(富山地裁会計課経理係長

永 森 環) ※オブザーバー参加

5 講評

(1) 総評

(4)で指摘した事項を除き、いずれも概ね適正に処理されていた。

なお、(4)の指摘事項については、各事項ごとに是正、改善及び検討等の結果を具体的に記載した報告書を提出するよう指示した。

(2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし。

(3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし。

(4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

ア 保管金

今回の監査準備の過程で、会計課が事件部に対して保管金の未済状況を確認したところ、事件部が把握していない保管金未還付案件が複数件存在していることが判明した。

納付者へ何らの連絡も行わないまま期満失効を迎えた事例は無かったものの、過誤防止の観点から、事件部との連携方法及び定期的な保管金の照合方法等を検討されたい。

※ 書記官事務査察にも情報提供済み。後日、全管内に対し民事首席及び会計課長連名により、保管金の還付手続に関して適正な事務処理を行う旨の事務連絡を発出した。

- (5) **前年度の査察（最高裁，高裁）での指摘事項の改善・是正状況**
前年度の指摘事項なし。

(会ろ-08)
平成25年2月15日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者
事務局次長 武 長 信 次

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

会計事務査察の結果は次のとおりです。

1 被査察庁

津地方・家庭裁判所

2 査察実施日時

平成24年12月12日から12月13日まで

3 査察対象期間

平成23年4月1日から平成24年12月11日まで

4 査察実施者

査察事務代理者

会計課長

寺 尾 英 明

補助者

会計課課長補佐

永 井 年 典

同 専門官

岡 山 豪 材

同 管理係長

丹 羽 賢 一

同 用度・保管物係長

秋 山 敦

同 営繕係長

富 澤 将 文

同 管理係主任事務官

岩 田 栄 司

同 経理係主任事務官

阪 口 猛

同 用度係主任事務官

中 村 成 宏

(名古屋地裁経理課用度係長

竹 中 秀 謙)

※オブザーバー参加

5 講評

(1) 総評

概ね適正に処理されていた。

(2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし。

(3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし。

(4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

指摘事項なし。

(5) 前年度の査察（最高裁，高裁）での指摘事項の改善・是正状況

前年度の最高裁による会計監査において、債権発生通知が歳入徴収官へ送付されるまで数ヶ月を要しているものが複数件あったとの指摘がなされ、裁判部と協議し注意喚起を行ったとの是正報告を受けているところ、今年度においても債権発生通知の送付に数ヶ月を要しているものが複数件あったため、引き続き裁判部に対して注意喚起を行うよう要請した。

その他については、いずれも概ね適正な改善及び是正等がなされていた。

(会ろー08)
平成25年2月25日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者
事務局次長 武 長 信 次

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

会計事務査察の結果は次のとおりです。

1 被査察庁

名古屋家庭裁判所

2 査察実施日時

平成24年12月26日から12月27日まで

3 査察対象期間

平成23年4月1日から平成24年12月25日まで

4 査察実施者

査察事務代理者

会計課長

寺 尾 英 明

補助者

会計課企画官

飯 田 雄 平

同 課長補佐

永 井 年 典

同 専門官

岡 山 豪 材

同 管理係長

丹 羽 賢 一

同 経理係長

倉 知 康 修

同 用度・保管物係長

秋 山 敦 敦

同 営繕係長

富 澤 将 文

同 管理係主任事務官

岩 田 栄 司

同 管理係主任事務官

紀 平 由 香 里

同 営繕係主任事務官

林 誠

同 用度係事務官

中 野 智 議

(金沢家裁会計課専門職 田 中 久 好) ※オブザーバー参加

5 講評

(1) 総評

概ね適正に処理されていた。

(2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし。

(3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし。

(4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

指摘事項なし。

- (5) 前年度の査察（最高裁，高裁）での指摘事項の改善・是正状況
適切に改善及び是正の措置が図られていた。

名高裁会第576号

(会ろ-08)

平成25年3月25日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

名古屋高等裁判所長官 山 崎 敏 充

平成24年度会計事務査察結果について（報告）

平成24年度における、当庁及び管内地家裁が実施した書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察についての結果は、別添報告書のとおりです。

書記官事務及び訟廷事務に関連する
会 計 事 務 査 察 結 果 報 告 書

(庁名) 名古屋高等裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 監 査 庁	査察事務代理者		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
24. 9. 4～ 9. 5	名古屋地方裁判所	会計課長	寺 尾 英 明	14人
24. 9. 26～ 9. 27	名古屋高等裁判所 金沢支部	企画官	飯 田 雄 平	7人
24. 9. 26～ 9. 27	金沢地方裁判所	企画官	飯 田 雄 平	7人
24. 9. 27～ 9. 28	金沢家庭裁判所	企画官	飯 田 雄 平	7人
24. 10. 23～ 10. 24	富山地方・家庭裁判所	企画官	飯 田 雄 平	7人
24. 11. 6～ 11. 7	福井地方・家庭裁判所	会計課長	寺 尾 英 明	7人
24. 11. 21～ 11. 22	岐阜地方・家庭裁判所	企画官	飯 田 雄 平	7人
24. 12. 12～ 12. 13	津地方・家庭裁判所	会計課長	寺 尾 英 明	8人
24. 12. 26～ 12. 27	名古屋家庭裁判所	会計課長	寺 尾 英 明	11人

2 査察結果

(1) 名古屋地方裁判所

ア 総評

エで指摘した事項を除き、概ね適正に処理されていた。

なお、エの指摘事項については、各事項ごとに是正、改善及び検討等の結果を具体的に記載した報告書を提出するよう指示した。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

押収物等、民事保管物

(ア) 押収物の特定において、汚れやさび等の記載がないものが見受けられる。特に、刃物について、刃先に欠損があるにも関わらず記載されていない。

このような不備は、保管中の保管責任を問われる恐れがあることから、受入等の際には、物の状態や形状について確認し、齟齬がある場合には補正を依頼することを検討されたい。

(イ) 押収物の包丁がむき出しのまま受け入れられている。取扱中に怪我をする恐れもあり、危害防止の観点から受入の際には養生することを検討されたい。

(ウ) 保管物の特定について、送付書に記載されている文言がそのまま引用されて

いることにより、結果として正確でないものが見受けられる（例えば、「家屋評価証明」とすべきところが「土地評価証明」となっている。）。受入時の照合において記載に不備があれば、補正を依頼されたい。

- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
指摘事項なし

(2) 名古屋高等裁判所金沢支部

- ア 総評
概ね適正に処理されていた。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
指摘事項なし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
指摘事項なし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
指摘事項なし
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

(3) 金沢地方裁判所

- ア 総評
エで指摘した事項を除き、いずれも概ね適正に処理されていた。
なお、エの指摘事項については、是正、改善及び検討等の結果を具体的に記載した報告書を提出するよう指示した。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
指摘事項なし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
指摘事項なし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
押収物等、民事保管物
民事保管物の事件部による物の特定が、診療録に付箋やのり付けされた紙が含まれているにも関わらず、「総数〇枚」との不十分な特定のまま受入処理していた。
このような特定方法では、付箋等が総枚数に含まれてイルかどうか不明確である。また、付箋等は容易に欠落する可能性があることから、受入段階で既に欠落していたものまで保管物主任官の保管責任を問われかねない。
今後は、「診療録〇枚（付箋〇枚を含む）」等として、形式が異なる紙も計上していることがわかるような特定方法を裁判部と協議して整えるよう検討を依頼した。
※ 書記官事務査察においても同趣旨を講評時に示してもらうよう調整済
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
昨年度の指摘事項なし

(5) 金沢家庭裁判所

- ア 総評
概ね適正に処理されていた。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
指摘事項なし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
指摘事項なし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
指摘事項なし

- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

(5) 富山地方・家庭裁判所

- ア 総評
概ね適正に処理されていた。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
指摘事項なし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
指摘事項なし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
指摘事項なし
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

(6) 福井地方・家庭裁判所

- ア 総評
ウで指摘した事項を除き、いずれも概ね適正に処理されていた。
なお、ウの指摘事項については、是正、改善及び検討等の結果を具体的に記載した報告書を提出するよう指示した。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
指摘事項なし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
押収物等、民事保管物
押収物送付票の品目の態様について、受入時から破れていたことが標記されていなかった。特定不十分により、形状変更等の保管責任を問われることがあることから、今後は事件部と連携して正確な特定をし、表記するよう注意した。
※ 書記官事務査察においても同趣旨を講評時に示してもらうよう調整済
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
指摘事項なし
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

(7) 岐阜地方・家庭裁判所

- ア 総評
エで指摘した事項を除き、いずれも概ね適正に処理されていた。
なお、エの指摘事項については、各事項ごとに是正、改善及び検討等の結果を具体的に記載した報告書を提出するよう指示した。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
指摘事項なし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
指摘事項なし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
保管金
今回の監査準備の過程で、会計課が事件部に対して保管金の未済状況を確認したところ、事件部が把握していない保管金未還付案件が複数件存在していることが判明した。
納付者へ何らの連絡も行わないまま期満失効を迎えた事例は無かったものの、過誤防止の観点から、事件部との連携方法及び定期的な保管金の照合方法等を検討されたい。

※ 書記官事務査察にも情報提供済み。後日、全管内に対し民事首席及び会計課長連名により保管金の還付手続に関して適正な事務処理を行う旨の事務連絡を发出した。

- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

(8) 津地方・家庭裁判所

ア 総評

概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

指摘事項なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の最高裁による会計監査において、債権発生通知が歳入徴収官へ送付されるまで数ヶ月を要しているものが複数件あったとの指摘がなされ、裁判部と協議し注意喚起を行ったとの是正報告受けているところ、今年度においても債権発生通知の送付に数ヶ月を要しているものが複数件あったため、引き続き裁判部に対して注意喚起を行うよう要請した。

その他については、いずれも概ね適正な改善及び是正等がなされていた。

(9) 名古屋家庭裁判所

ア 総評

概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

指摘事項なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

適切に改善及び是正の措置が図られていた。

（最経監）

書記官事務及び訟廷事務に関する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 名古屋地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	主 任 査 察 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
24・11・20	名古屋地裁一宮支部 一宮簡易裁判所	出納課課長補佐	中 嶋 顯	5人
24・11・27	名古屋地裁半田支部 半田簡易裁判所	出納課課長補佐	中 嶋 顯	4人
24・11・29	名古屋地裁岡崎支部 岡崎簡易裁判所	出納課長	田 中 篤	6人
24・11・9	名古屋地裁豊橋支部 豊橋簡易裁判所	出納課長	田 中 篤	5人
24・12・14	名古屋簡易裁判所	出納課課長補佐	中 嶋 顯	7人
24・11・6	春日井簡易裁判所	事務局次長	坂 口 亨	2人
24・11・16	瀬戸簡易裁判所	出納課専門官	服 部 俊 夫	2人
24・10・5	津島簡易裁判所	出納課課長補佐	中 嶋 顯	2人
24・10・24	犬山簡易裁判所	事務局次長	坂 口 亨	2人
24・10・10	安城簡易裁判所	出納課専門官	服 部 俊 夫	2人
24・10・19	豊田簡易裁判所	出納課専門官	服 部 俊 夫	2人
24・11・22	新城簡易裁判所	出納課長	田 中 篤	0人

2 査察結果

(1) 名古屋地裁一宮支部・一宮簡易裁判所

ア 総評

注意事項に記載した点を除いては、おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

競売事件の特別代理人報酬請求書について、請求額欄に金額の記載がないものが4件あった。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

調停委員及び司法委員の登庁簿の記載漏れ等について、今年度の査察においては見当たらなかった。

(2) 名古屋地裁半田支部・半田簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

該当事項なし。

(3) 名古屋地裁岡崎支部・岡崎簡易裁判所

ア 総評

エにおいて指摘した事項以外には、おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

民事保管物の品目などの記載方法について、明白な誤記、特定が不十分なもの、冊数などの数量の記載のないものなど（事例は、保管物管理状況一覧表に記載の「内加」とあるのは「内科」の間違い、「納品書件出荷」とあるのは「納品書兼出荷」の間違い、品目に「外来診療録」とあるが、文書の表題は「保険診療録」であり、かつ、冊数の記載がない。また、「事件記録一冊」とのみ記載があり、何の事件記録であるかも一切記載がない。）、基本的な事項に不正確な記載が散見される。保管物については、昨年度3月の最高裁の監査においても指摘を受けており、事件部、庶務課において十分に協議し、正確な事務処理を心掛けるよう検討されたい。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

エ記載の事項については、昨年同様の指摘を受けている。

(4) 名古屋地裁豊橋支部・豊橋簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

改善されている。

(5) 名古屋簡易裁判所

ア 総評

エにおいて指摘した事項以外には、おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

民事保管物原簿に記載のないもの（保管物を入れた封筒も同様）2件、同原簿に特定が不十分なもの（保管物を入れた封筒も同様）1件及び同原簿に余字記載削除漏れのもの1件の計4件の不適切なものが散見されたので、受入の際は、必ず複数の目でチェックするよう指導した。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

保管物の特定について、庶務課内での牽制態勢が昨年に引き続き是正されていないので、上記エのとおり指導した。その他の指摘事項については、改善されていた。

(6) 春日井簡易裁判所

ア 総評

オに記載した点を除いては、おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

昨年度の査察での注意事項として指摘した平成19年度及び20年度の過料告知費用債権における徴収停止の措置が是正されていないので、直ちに通達（「徴収停止及び履行延期の特約等の基準について」（平成16年4月15日経監第118号））に基づいた処理をするよう指示した。

(7) 瀬戸簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

法廷内のデジタル録音機等備品の盗難防止のため、開廷中以外は法廷を施錠するよう指導した。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

該当事項なし。

(8) 津島簡易裁判所

ア 総評

ウに記載した点を除いては、おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

司法委員出勤簿について、事件番号及び執務時間のチェック欄の記載漏れがあったので、正確な記載をするよう指導した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

該当事項なし。

(9) 犬山簡易裁判所

ア 総評

以下の各事項に記載した点を除いては、おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

調停委員の出勤簿について、調停委員欄の印漏れ1件及び当日における他庁での執務欄の誤記が散見された。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

一昨年度及び昨年度、調停委員出勤簿の記載漏れ、チェック漏れ及び誤記を指摘したが、同様のチェック漏れ等が散見された。

(10) 安城簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指示事項であった押収物庫の鍵は取り付けられ、改善されている。

前年度の検討事項であった司法委員の請求書について、事件番号の誤りはなく、是正されている。

(11) 豊田簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

該当事項なし。

(12) 新城簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
是正されていた。

書記官事務及び訟廷事務に関する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 津地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 監 査 庁	主 任 監 査 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
24・10・24	津地家裁松阪支部 松阪簡易裁判所	会計課長	海老澤 俊 一	3 人
24・11・5	津地家裁伊賀支部 伊賀簡易裁判所	会計課課長補佐	市 川 貴 哉	4 人
24・10・12	津地家裁四日市支部 四日市簡易裁判所	会計課長	海老澤 俊 一	5 人
24・11・13	津地家裁伊勢支部 伊勢簡易裁判所	会計課課長補佐	市 川 貴 哉	4 人
24・11・30	津地家裁熊野支部 熊野簡易裁判所	会計課長	海老澤 俊 一	2 人
24・12・7	鈴鹿簡易裁判所	会計課長	海老澤 俊 一	0 人
24・10・1	桑名簡易裁判所	会計課課長補佐	市 川 貴 哉	0 人
24・11・29	尾鷲簡易裁判所 津家裁尾鷲出張所	会計課長	海老澤 俊 一	0 人

2 監査結果

(1) 津地家裁松阪支部・松阪簡易裁判所

ア 総評

次のウの事項を除き、適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）

会計機関の公印が事件関係のものと同じ印箱で管理されていたので、これらは分けて厳格に管理するよう指示した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(2) 津地家裁伊賀支部・伊賀簡易裁判所

ア 総評

次のウの事項を除き、適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

債権発生通知送付が失念されているものがあつたため、債権発生後、速やかに債権発生通知をするよう徹底するよう注意した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
証拠品庫には、物品（消耗品）等、保管することが不相当なものは入れられておらず、是正されていた。

(3) 津地家裁四日市支部・四日市簡易裁判所

ア 総評

次のイの事項を除き、適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

現金書留の取扱いについて、開封した出納官吏による金額の記載及び受領印がなかったため、現金書留取扱要領どおりの適正な処理をするよう指示した。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
各種委員の手当支給について適正に処理されており、是正されていた。

(4) 津地家裁伊勢支部・伊勢簡易裁判所

ア 総評

次のウ及びエの事項を除き、適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
保管金の取扱いについて、期満失効起算年月日が誤っているものがあつたため、適正な処理を行うよう注意した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
小切手整理簿の月例検査を実施した際には、取扱いのない月における検査を行った旨の明示について検討するよう指導した。

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

(5) 津地家裁熊野支部・熊野簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

(6) 鈴鹿簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

(7) 桑名簡易裁判所

- ア 総評
次のウの事項を除き、適正に処理されていた。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
国庫立替金請求書に基づく過料通知を後納郵便で発送していたため、保管している郵便切手を使用するように指示
債権発生通知送付が失念されているものがあったため、債権発生後、速やかに債権発生通知をするよう徹底することを指示
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

(8) 尾鷲簡易裁判所・津家裁尾鷲出張所

- ア 総評
適正に処理されていた。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

書記官事務及び訟廷事務に関連する
会 計 事 務 査 察 結 果 報 告 書

(庁名) 岐阜地方・家庭裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 監 査 庁	主 任 監 査 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H24・12・10	岐阜地・家裁大垣支部 大垣簡裁	会計課企画官	中 野 二 郎	3 人
H24・11・29	岐阜地・家裁高山支部 高山簡裁	事務局次長	早 川 示 教	3 人
H24・10・9	岐阜地・家裁多治見支部 多治見簡裁	会計課長	野 津 聡	4 人
H24・11・16	岐阜地・家裁御嵩支部 御嵩簡裁	会計課長	野 津 聡	3 人
H24・9・25	郡上簡易裁判所	会計課長	野 津 聡	0 人
H24・10・24	中津川簡易裁判所	事務局次長	早 川 示 教	0 人
H25・1・11	岐阜簡易裁判所	事務局次長	早 川 示 教	6 人

2 査察結果

(1) 岐阜地・家裁大垣支部，大垣簡裁

ア 総評

概ね適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

(2) 岐阜地・家裁高山支部，高山簡裁

ア 総評

概ね適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

(3) 岐阜地・家裁多治見支部，多治見簡裁

ア 総評

概ね適正に事務処理がされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

昨年度の査察で指摘されたMINTASによる保管金（後納郵便料）からの支払については、適正な処理をするように是正されていた。

(4) 岐阜地・家裁御嵩支部、御嵩簡裁

ア 総評

適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

(5) 郡上簡裁

ア 総評

概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

(6) 中津川簡裁

ア 総評

次のエの事項を除き、概ね適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

司法委員・参与員に係る旅費日当の支払に際して、出勤簿の支給区分と旅費日当請求書に記載された日当額との照合がないまま支給決定がなされている事例が見られるなど、会計事務担当者によるチェックが不十分と思われる点が見られたので、改めて適正なチェック態勢を構築するように指導した。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

(7) 岐阜簡裁

ア 総評

概ね適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

- 特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度指摘した司法委員日当の支給区分誤りは、前年度において是正済みであった。

（最経監）

書記官事務及び訟廷事務に関連する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 福井地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 監 査 庁	主 任 監 査 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H 24. 12. 12	福井地家裁武生支部 武生簡易裁判所	事務局次長	西 井 弘 行	3 人
H 24. 11. 26	福井地家裁敦賀支部 敦賀簡易裁判所	会 計 課 長	林 裕 一	4 人
H 24. 12. 5	大野簡易裁判所	会計課課長補佐	小 林 悦 子	1 人
H 24. 11. 27	小浜簡易裁判所	会 計 課 長	林 裕 一	1 人
H 25. 1. 24	福井簡易裁判所	会計課課長補佐	小 林 悦 子	2 人

2 査察結果

(1) 福井地家裁武生支部・武生簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

昨年の会計事務査察時において、各種委員の手当等に関する事務について支給区分等の誤りの事前防止及び調停委員出勤管理プログラムへのデータ誤入力 of 未然防止について指摘したことに対し、過誤防止策が検討され実践されていた。

(2) 福井地家裁敦賀支部・敦賀簡易裁判所

ア 総評

全体としておおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

昨年の会計事務査察時において、各種委員の手当等に関する事務について支給区分等の誤りの事前防止及び調停委員出勤管理プログラムへのデータ誤入力 of 未然防止について指摘したことに対し、過誤防止策が検討され実践されていた。

(3) 大野簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

なし

(4) 小浜簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

なし

(5) 福井簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

なし

書記官事務及び訟廷事務に関連する

会計事務査察結果報告書

(庁名) 金沢地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査 察 事 務 担 当 者		補助者員数
		官 職	氏 名	
24. 10. 24	金沢簡易裁判所	事 務 局 長	河 合 茂 春	4 人
24・10・29	金沢地裁小松支部	事 務 局 長	河 合 茂 春	3 人
24・10・10	金沢地裁七尾支部	事 務 局 長	河 合 茂 春	4 人
24・10・17	金沢地裁輪島支部	事 務 局 長	河 合 茂 春	3 人
24・10・13 (書面査察)	珠洲簡易裁判所	事 務 局 長	河 合 茂 春	

2 査察結果

(1) 金沢簡易裁判所

ア 総評

事務処理は概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(2) 金沢地裁小松支部等

ア 総評

事務処理は概ね適正になされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(3) 金沢地裁七尾支部等

ア 総評

事務処理は概ね適正になされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(4) 金沢地裁輪島支部等

ア 総評

事務処理は概ね適正になされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

調停委員出勤簿の記載事項に不備があった点及び債権管理に関する本官への報告事務については、いずれも適正に処理されていて是正されていた。

(5) 珠洲簡易裁判所

ア 総評

事務処理は概ね適正になされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度指摘事項なし

（最経監）

書記官事務及び訟廷事務に関する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 富山地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	主 任 査 察 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
24・11・12	富山地裁魚津支部	事務局長	田中良二	2人
24・11・19	砺波簡易裁判所	事務局長	田中良二	2人
24・11・28 24・11・29	富山地裁高岡支部	事務局長	田中良二	5人

2 査察結果

(1) 富山地裁魚津支部

ア 総評

下記イ及びエに指摘した事項を除き概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

保管金からの弁護士に対する特別代理人報酬5万円の支払いについて、その10パーセントの5千円を源泉徴収すべきところ、4千円の徴収とした事案が1件あったので、対応を検討するとともに、今後同様の事案が生じないように十分注意するよう指示した。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）

指摘事項なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

調停委員登庁簿の記載について、「執務の有無」及び「当庁における他庁での執務」の各欄のチェック漏れが散見され、書記官印及び調停委員印の押印漏れが数か所見られたほか、調停委員本人が記載する終了時間の部分に関して、訂正印のないまま訂正されている箇所が多数見られた。登庁簿は、登庁実績報告書や勤務時間報告書を作成するための基になる書面であり、適正な記載や押印がなされていなければそれらの作成や手当支給に過誤を生じさせることにもなりかねないので、適正な記載及び押印を励行するよう注意するとともに、その方策の検討を促した。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度指摘事項なし

(2) 砺波簡易裁判所

ア 総評

概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

指摘事項なし

- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度指摘事項なし

(3) 富山地裁高岡支部

ア 総評

下記イに指摘した事項を除き概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

平成24年10月分の民事調停委員勤務時間報告書に併任庁である富山家裁高岡支部の家事調停委員として勤務した分の勤務回数が計上されておらず、誤った勤務回数に基づいて手当支給がなされていた（調停委員6人につき、A区分1回分、B区分13回分の計上漏れがあった。）。直ちに高岡簡裁から本庁総務課人事第二係に口頭で報告するとともに事後処理方法を相談したところ、当該報告書の訂正報告書を提出して12月に不足分を追給することになったが、今後同様の事案が生じないように、担当者はもとより勤務時間管理員や証明者においても適正に点検するなどして十分注意するよう指示した。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

指摘事項なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の査察での指摘事項については、いずれも改善ないし是正されていた。

書記官事務及び訟廷事務に関する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 名古屋家庭裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	主 任 査 察 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
24・10・23	名古屋家裁一宮支部	事務局次長	原 田 明	2人
24・10・30	名古屋家裁岡崎支部	事務局長	梶 本 宜 孝	3人
23・11・7	名古屋家裁半田支部	事務局次長	原 田 明	2人
23・11・28	名古屋家裁豊橋支部	事務局長	梶 本 宜 孝	3人

2 査察結果

(1) 名古屋家裁一宮支部

ア 総評

以下の指摘を除き、適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

調停委員登庁簿について、「当日における他庁での執務」欄の記載漏れ及び記載誤り（有無の記載誤り、司法委員としての執務についても記載）が散見されたため、調停委員への周知及び担当書記官の確認を徹底するよう指導した。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

① 調停委員登庁簿については、調停委員の押印漏れは見受けられず、是正されていた。

② 参与員出勤簿の執務時間の確認方法については、執務時間欄を利用して確認されており、是正されていた。

(2) 名古屋家裁岡崎支部

ア 総評

以下の指摘を除き、適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

録音反訳等の委託契約業務について、裁判部に契約書が備えられていなかったため、備え付けるように指導した。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(3) 名古屋家裁半田支部

ア 総評

適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

家事調停委員の手当について、昨年度は、支給区分の認定誤りが1件あったが、今年度は、出勤管理プログラムへの入力漏れや入力誤りはなく、適正に処理されていた。

(4) 名古屋家裁豊橋支部

ア 総評

以下の指摘を除き、適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

調停委員登庁簿について、担当者の出勤管理プログラムへの入力の後、主任書記官がチェックする態勢がとられているが、平成24年4月分について、終了時刻の誤入力が2件あったので、チェック方法の検討も含めて、さらにチェック態勢を強化するよう指導した。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

押収物について、事件終了後1年以上、国庫帰属の通知がなされていないものがあったが、速やかに是正されていた。

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 金沢家庭裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	主 任 査 察 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
24・10・10	金沢家裁七尾支部	事務局次長	三 好 浩 一	3人
24・10・16	金沢家裁珠洲出張所 (書面監査)	会計課長	額 額 豊	
24・10・17	金沢家裁輪島支部	事務局長	池 田 俊 彦	2人
24・10・29	金沢家裁小松支部	事務局次長	三 好 浩 一	3人

2 査察結果

(1) 金沢家裁七尾支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし。

(2) 金沢家裁珠洲出張所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし。

(3) 金沢家裁輪島支部

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。

- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）
特になし。

- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。

- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項とした調停委員出勤簿の記載漏れについては、全て是正されていた。

(4) 金沢家裁小松支部

ア 総評

次のイ及びウの事項を除き、おおむね適正に処理されていた。

- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
調停委員出勤簿について次のとおり通達に反している事項があったため、是正を指示した。

- (ア) 地裁本務の調停委員が家裁において勤務した場合に、勤務時間管理員は当該給与期間終了後、当該給与期間における家裁（勤務庁）の調停委員出勤簿写しを地裁（支払庁）に送付しなければならないところ、写しではなく原本を送付し、家裁（勤務庁）で地裁本務の調停委員の出勤簿が保存されていない（平成24年1～4月分及び平成24年7月分）。

- (イ) 平成24年8月分の出勤簿が保存されていない。

- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）
調停委員出勤簿について次のとおり不相当な事項が散見されたため、是正を指示した。

平成23年度及び平成24年度の調停委員出勤簿全般の記載について、執務の有無欄及び他庁での勤務の有無欄にチェックが記載されていない。

また調停委員が記載する欄の誤記に訂正印がない。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし。

（最経監）